

～投票日に投票することができない方へ～

平成29年10月22日（日）は、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の投票日です。投票日に次のような理由で投票することができない方は、公示日の翌日から投票日の前日までに、期日前投票及び不在者投票が利用できます。

- ①東彼杵町の選挙人名簿に登録されている方で、他の市町村へ転出された方（すでに転出先の市町村の選挙人名簿に登録された方は除きます。）
- ②選挙期間中、長期の旅行や出張などで、名簿登録地以外の市町村に滞在している方

期日前投票

東彼杵町総合会館 福祉センター 1階で期日前投票が行えます。

不在者投票

ホームページに掲載している宣誓書兼請求書をダウンロードしていただき、記入した宣誓書兼請求書を東彼杵町選挙管理委員会まで郵送してください。請求の結果、送られてきた投票用紙及び封筒等には、何も記載せずそのまま転出又は滞在先の市町の選挙管理委員会に持参したうえで、投票してください。

あらかじめ記載等をされますと、投票が無効となる場合があります。（これらの郵送でのやりとりに日数を要しますので、早めの手続きをお願いします。）

東彼杵町の選挙人名簿に登録されているかどうかわからない時は、お気軽に東彼杵町選挙管理委員会までお問い合わせください。

《 ご注意いただきたい事項 》

●期日前投票及び不在者投票ができる期間と時間

～期間～ 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査

平成29年10月11日（水）～10月21日（土）

※ 最高裁判所裁判官国民審査については期間が変更となる場合があります。

～時間～ 毎日 午前8時30分から午後8時まで

※ 支所等で期日前投票または不在者投票ができる場合、期間や時間がこれと異なる場合があります。投票予定地の選挙管理委員会にお問い合わせください。

- ・上記以外に、一定の要件に該当する方は、選挙管理委員会以外の場所（病院、老人ホーム等）で不在者投票ができる場合があります。
- ・選挙期日までに、候補者に次のような事情が生じた場合は、当該候補者への投票は無効となります。なお、再度、投票することはできません。
 1. 候補者が死亡したとき
 2. 候補者届出が取り下げられたものとみなされたとき（公選法第91条第1項）
 3. 候補者たることを辞したものとみなされたとき（公選法第91条第2項）
 4. 候補者届出が却下されたとき（公選法第86条第9項）
 5. 候補者が被選挙権を喪失したとき

くわしいことは、選挙管理委員会へおたずねください。

東彼杵町選挙管理委員会

住 所 〒859-3808

長崎県東彼杵郡東彼杵町蔵本郷1850番地6

電話番号 0957-46-1265